

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1, 358, 378個

2. 議案および参考事項

第1号議案 取締役17名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
1	やしろ まさもと 八 城 政 基 (昭和4年2月14日生)	昭和33年6月 スタндарт・ワァキユム・オイル日本支社（現エクソン・モービル有限会社）入社 昭和47年9月 スタANDARD・オイル・ニュージァンジー（現エクソン・モービル・コーポレーション）取締役会長特別補佐 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 昭和54年8月 エッソ・イースタン社取締役筆頭副社長 昭和61年2月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長（現任） 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問委員会委員（現任） 平成16年9月 中国建設銀行社外取締役（現任）	0株
2	テイ エリナー ホールテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージング・ディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役副会長（現任）	406, 202株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
3	すぎ やま じゅん じ 杉 山 淳 二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 三和銀行(現UFJ銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長(現任)	0株
4	やま もと てる あき 山 本 輝 明 (昭和23年11月24日生)	昭和46年4月 当行入行 平成12年6月 当行執行役員 平成13年6月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成16年6月 当行代表執行役専務執行役(現任) 平成17年2月 株式会社アプラス取締役(現任)	1,243株
5	あお き あきら 青 木 昭 (昭和6年11月30日生)	昭和28年4月 日本銀行入行 昭和60年9月 同行理事 平成元年10月 日本輸出入銀行副総裁 平成4年6月 日本証券金融株式会社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年6月 日本証券金融株式会社相談役(現任)	0株
6	マイケル J. ホースキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所T. M. フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成11年6月 ボーダフォン・グループ取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	105,783株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
7	エミリオ ホーティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サンタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 ハンコ・サンタンテール・セントラル・イスパノ会長 平成12年4月 当行取締役 (現任) 平成15年7月 サンタンテールグループ 会長 (現任)	0株
8	ティモシー C. コリンズ (昭和31年10月8日生)	昭和49年1月 カミンス・エンジン社入社 昭和56年9月 フーズ・アレン・ハミルトン社入社 昭和59年8月 ラザート・フレール社入社 平成2年1月 オネックス社入社 平成7年10月 リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者 (現任) 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成17年3月 アルエイチシー・エイ・インターナショナル 最高経営責任者 (現任)	25,375,644株
9	J. クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ 社取締役 (現任) 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年11月 J. C. フラワーズ 社会長 (現任)	88,283,355株
10	いま い たかし 今 井 敬 (昭和4年12月23日生)	昭和27年4月 富士製鐵株式会社 (現新日本製鐵株式会 社) 入社 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成10年4月 同社代表取締役会長 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年5月 社団法人日本経済団体連合会名誉会長 (現任) 平成15年6月 新日本製鐵株式会社相談役名誉会長 (現 任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
11	かにしげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株
12	フレット H. ラング ハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウエルシヤハン株式会社輸入部門セクレタ ネージャー 昭和50年1月 エステイロター・シヤハン入社、社長 昭和60年9月 エステイロター株式会社入社、最高執行責任 者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社最高経営責任者 平成15年3月 シレット社取締役 (現任) 平成16年7月 エステイロター株式会社海外事業専属会長 (現任) 平成17年1月 ウォルト・テイズニー社取締役 (現任)	0株
13	まきはらみのる 慎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役 (現任) 平成16年9月 米IBM社取締役 (現任)	0株
14	ながしまやすはる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・ 常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問 (現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
15	ル シ オ A. ノ ト (昭和13年4月24日生)	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米I BM社取締役(現任) 平成10年1月 アルリア・グループ 取締役(現任) 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミット・ストリーム・パートナーズ マネージング・パートナー (現任) 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ 取締役(現任)	9,000株
16	お がわ のぶ あき 小 川 信 明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)パートナー(現任) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役(現任)	0株
17	ジ ョ ン S. ワズワース Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホーストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド 会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アト・ハブ・イザリディレクター(現任) 平成13年8月 マニトウ・ベンチャー パートナー(現任) 平成17年5月 シューアソン・ベンチャー スペシャルディレクター(現任)	20,000株

(注) 候補者 青木昭、マイケル J. ホースキン、エミリオ ボーティン、レイモシー C. コリンズ、J. クリストファー フラワース、今井敬、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルシオ A. ノト、小川信明、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の事由

- ① 経営の監督と執行の分離をより明確にするため、取締役会長を取締役会の議長として位置づけるとともに、執行役社長を業務執行の中心として明確に位置づけるため株主総会の議長を執行役社長が行うこととし、これに基づき定款第16条を新設するとともに現行定款第10条、第11条、第19条および第20条に所要の変更をおこなうものであります。
- ② 平成16年4月1日付で長期信用銀行から普通銀行に転換したことに伴い、長期信用債券に関する現行定款第7章に規定される長期信用債券に関する条項を削除するものであります。
- ③ 附則（現行定款第37条）記載の委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除規定の内容を明確化するため、旧定款第19条の2および第25条の2を本文中に記載するものであります。
- ④ 以上の定款変更に伴う章数および条数の変更およびこれに伴う所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章の2 優先株式 （優先配当金）</p> <p>第9条の2 当銀行は、第<u>33</u>条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。 （以下省略）</p>	<p>第2章の2 優先株式 （優先配当金）</p> <p>第9条の2 当銀行は、第<u>32</u>条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、<u>第34条</u>に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（この定款において優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、<u>第33条</u>に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（この定款において優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 (招 集)</p> <p>第10条</p> <p>(条文省略)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>執行役会長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 <u>執行役会長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役副会長</u>がこれに代わり、<u>執行役会長</u>および<u>執行役副会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>執行役社長</u>がこれに代わる。<u>執行役会長</u>、<u>執行役副会長</u>および<u>執行役社長</u>のいずれも欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、<u>執行役会長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>執行役会長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役副会長</u>がこれに代わり、<u>執行役会長</u>および<u>執行役副会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>執行役社長</u>がこれに代わる。<u>執行役会長</u>、<u>執行役副会長</u>および<u>執行役社長</u>のいずれも欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招 集)</p> <p>第10条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>執行役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 <u>執行役社長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長</u>および<u>執行役会長</u>ともに欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>執行役社長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長</u>および<u>執行役会長</u>ともに欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役会長</u>)</p> <p><u>第16条</u> 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第19条 <u>取締役会は、取締役である執行役会長が招集し、執行役会長が欠員のとき、執行役会長が取締役ではないとき、または執行役会長に事故があるときは、取締役である執行役副会長がこれに当たる。</u> 2 <u>執行役会長および執行役副会長ともに欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。執行役会長、執行役副会長および執行役社長がいずれも欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の議長) 第20条 <u>取締役会の議長は、取締役である執行役会長がこれに当たり、執行役会長が欠員のとき、執行役会長が取締役でないとき、または執行役会長に事故があるときは、取締役である執行役副会長がこれに当たる。</u> 2 <u>執行役会長および執行役副会長ともに欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。執行役会長、執行役副会長および執行役社長がいずれも欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第20条 <u>取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</u> 2 <u>取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)</u>または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の議長) 第21条 <u>取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</u> 2 <u>取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)</u>または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第21条～第28条 (条文省略)</p> <p>第7章 長期信用債券 (名称) 第29条 当銀行の発行する債券は、長期信用債券と称する。 (発行限度) 第30条 当銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律その他の法律により認められた金額を限度として、債券を発行することができる。</p>	<p>第22条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8章 計算 第31条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第30条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第9章 附則 (委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の責任免除) 第37条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第8章 附則 (委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) <u><変更前定款第19条の2、第25条の2></u> <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第19条の2 当銀行は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当銀行は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第25条の2 当銀行は、監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p>

第3号議案 当行および当行子会社の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部に対しストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権発行の要領」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間および行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部に対し新株予約権24,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 発行する新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式 24,000,000株を上限とする。

なお、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

24,000個（新株予約権1個につき当行の普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際し、新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が発行日の終値を下回

る場合は、発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合および株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日から平成27年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- ② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、本株主総会およびその後の当行取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

- ① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6) ③の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が(6) ①の相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

第4号議案 自己株式取得の件

当行および当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、さらに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、本総会終結の時から次期定時総会の終結の時までに、商法第210条の規定に基づき、当行普通株式25百万株、取得価額の総額175億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけられない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成17年6月23日（木曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様が変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問合せ
U F J 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店 1階新生ホール
- 最寄り駅
- ・ 地下鉄一日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口)
 - 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口)
 - 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口)
 - 都営三田線 内幸町駅 (A7出口)
 - 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口)
 - ・ J R線—新橋駅 (日比谷口)

